# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	新型インフルエンザ等対策特措法による予防接種の実 施に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みやこ町は、新型インフルエンザ等対策特措法による予防接種の実施に 関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

福岡県みやこ町長

#### 公表日

令和3年3月1日

### I 関連情報

1						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務					
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別特措法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等対する応答 ⑤予防接種実費徴収なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と					
③システムの名称	中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。  1. 健康管理システム(健康かるて) 2. Acrocity行政基本システム 3. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 4. 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
予防接種情報管理ファイル、約	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第1項(別表第一93の2項) 2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2					
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号利用法第19条第7号(別表第二115の2項) 2. 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 (情報照会の根拠) 1. 番号利用法第19条第7号(別表第二115の2項) 2. 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	子育て・健康支援課					
②所属長の役職名	子育で・健康支援課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	みやこ町役場子育で・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2725					
-						

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			3年2月28日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
<選択肢>						
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネ	ットワークシス	テムを通	じた入手を関	<b>≩&lt;。</b> )	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Е	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情	報提供ネットワー	ークシステ	ムを通じた提供		]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[〇]自	己点検	[	〕内部監査	[ ] 外部監	<u></u>
9. 従業者に対する教育・程	<b>答</b>					
従業者に対する教育・啓発	[ +	分に行っている	]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている	ている

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
及文日	<b>クロ</b>	<b>发</b> 史前 <b></b> 0 记载	変更後の記載	泛山时初	近田时州に床る武功